

平成 2 4 年度
相模原市監査結果

平成 2 5 年 8 月
相模原市監査委員

目 次

監査の概要	1
監査の基本方針	6
平成24年度監査等実施状況	7
平成24年度監査等結果	
定期監査の結果	8
事務監査の結果	17
工事監査の結果	23
財政援助団体等監査の結果	24
出納検査の結果	28
決算審査及び基金運用状況審査の結果	28
健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の結果	33
監査委員	35
資料	
監査等の結果における「指摘等の件数」	36
事務監査の実施状況	37
工事監査の実施状況	38
要求監査の実施状況	40
財政援助団体等監査の実施状況	41
住民監査請求監査の実施状況	44
歴代監査委員	46
包括外部監査の実施状況	47

監査結果の詳細については、相模原市のホームページでご覧になれます。
ホームページアドレス
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kansa/index.html>

監査の概要

1 監査制度

本市では、監査委員による監査と外部監査人による監査を実施しています。

(1) 監査委員

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置されている執行機関です（地方自治法第195条）。

市が行っている様々な事業や市が財政援助を行っている団体などの事業が経済的、効率的、効果的に運営されているか、また、財務会計事務が正しく行われているかなどを、市長から独立した立場で監査することが監査委員の職務です（地方自治法第199条）。

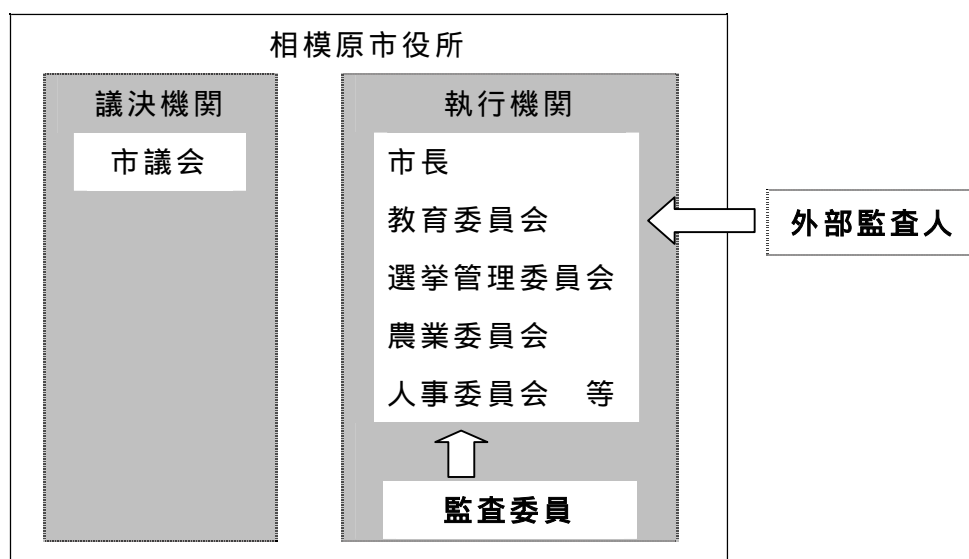
(2) 外部監査人

都道府県、政令指定都市、中核市の長は、包括外部監査人の監査を受けなければならないこととなっています（地方自治法第252条の36）。

包括外部監査人は、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理のうち、最少の経費で最大の効果、運営の合理化等を達成するため必要と認める特定の事件（テーマ）について監査することとなっています（地方自治法第252条の37）。

このほか請求人等の求めに応じて行われる個別外部監査契約に基づく監査がありますが、本市ではこれまで行われたことはありません。

監査委員・外部監査人の位置付け



2 監査委員が行う監査等

監査委員が行う監査、検査、審査等の事務の概要は、次のとおりです。

(1) 監査

種 類	根拠条文	概 要
定期監査	地方自治法 第 199 条第 1 項、 第 4 項	<p>毎年定期的に市の財務に関する事務の執行について実施する監査で、おおむね3年間ですべての局又は部等について実施しています。</p> <p>監査期間は、実施計画を策定する準備期間(1か月)、事務局職員による準備調査期間(1か月)、本監査月(1か月)のおおむね3か月を一つのサイクルで実施しています。</p>
事務監査 (行政監査)	地方自治法 第 199 条第 2 項	<p>監査委員が必要と認めるときに市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているか等について行う監査です。本市では原則として毎年、監査テーマを定めて実施しています。</p>
随時監査		<p>監査委員が必要と認めるときに財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について行う監査です。</p>
工事監査	地方自治法 第 199 条第 1 項、 第 5 項	<p>監査委員が必要と認めるときに、市の工事の計画、設計、積算、施工等の技術面や、契約事務等の財務事務の執行が適正に行われているか等について行う監査です。本市では、調査の一部を技術士を擁する法人に委託して実施しています。</p>
財政援助団体 等監査	地方自治法 第 199 条第 7 項	<p>監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があったときに、補助金交付先等の財政的援助団体、市が 25%以上出資している団体又は公の施設の指定管理者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行について行う監査です。併せて市の事業担当部局に対して、当該財政援</p>

		助等に係る財務事務について監査を実施します。
直接請求の事務監査	地方自治法 第 75 条第 1 項	選挙権を有する者の 50 分 1 以上の者の請求があったときに、事務の執行に関して行う監査です。
住民監査請求による監査	地方自治法 第 242 条第 1 項	市民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、必要な措置を請求する監査です。
議会及び市長からの要求に基づく監査	地方自治法 第 98 条第 2 項	議会の請求があったときに、市の事務の執行に関して行う監査です。
	地方自治法 第 199 条第 6 項	市長から要求があったときに、市の事務の執行に関して行う監査です。
金融機関の公金出納監査	地方自治法 第 235 条の 2 第 2 項	監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があったときに行う指定金融機関等の公金の収納や支払の事務に関する監査です。
職員の賠償責任に関する監査	地方自治法 第 243 条の 2 第 3 項	市長から要求があったときに、会計管理者等の職員が市に損害を与えた事実があるかどうかを監査して、当該職員の賠償責任の有無や賠償額を決定する監査です。

(2) 検査

種 類	根拠条文	概 要
出納検査	地方自治法 第 235 条の 2 第 1 項	毎月 1 回、会計管理者の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金)の残高及び出納関係帳簿、指定金融機関発行の預金残高報告書、証拠書類等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているか検査します。

(3) 審査

種 類	根拠条文	概 要
決算審査	地方自治法 第 233 条第 2 項	毎会計年度、各歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、決算が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数が正確であるかを検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかについて審査します。
基金運用状況 審査	地方自治法 第 241 条第 5 項	毎会計年度、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金が、その目的に沿って効率的に運用されているか、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であるかについて審査します。
健全化判断比 率審査	地方公共団体の 財政の健全化に 関する法律 第 3 条第 1 項	毎会計年度、決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」と算定基礎事項記載書類が適正であるかについて審査します。
資金不足比率 審査	地方公共団体の 財政の健全化に 関する法律 第 22 条第 1 項	毎会計年度、公営企業の決算における「資金不足比率」と算定基礎事項記載書類について審査します。

(4) その他

種 類	根拠条文	概 要
請願の措置	地方自治法 第 125 条	議会が採択した請願の措置結果を議会に報告します。
会計管理者による指定金融機関等に対する検査の報告の受領	地方自治法施行令 第 168 条の 4 第 3 項	会計管理者による指定金融機関等の公金の収納や支払事務、預金状況の検査結果の報告を求めます。

監査結果等に基づく措置報告の公表	地方自治法 第 199 条第 12 項	監査結果に基づき、又は監査結果を参考として市長等が措置を講じたときに監査委員あてに通知があった事項を公表します。
外部監査に関する協議等	地方自治法 第 252 条の 36 第 1 項ほか	契約締結・解除、補助者の選任・退職等に係る協議等を行います。

3 外部監査人が行う監査

外部監査人のうち包括外部監査人が行う監査の概要は、次のとおりです。

種 類	根拠条文	概 要
包括外部監査	地方自治法 第 252 条の 37	市の財務に関する事務の執行や経営が最少の経費で最大の効果を挙げているかについて監査します。

監査の基本方針

平成24年度の監査の基本方針を次のように定め、監査を実施しました。

平成24年度の監査、検査、審査の業務については、次の基本方針に基づき実施する。

- 1 財務及び事務の執行が、法令、条例、予算等に基づいて、適正かつ効率的に行われているかを主眼とする。
- 2 指導監査を第一義として、厳正かつ公平に行い、違法、不当行為等の防止及び事務事業の改善に資する。
- 3 前回の監査及び検査で指摘又は指導した事項については、十分留意して準備調査を行い、監査を実施する。
- 4 監査等の計画及び実施に当たっては、包括外部監査契約に基づく外部監査人が実施する監査と相互に支障のないように配慮する。
- 5 監査業務の計画的執行、質的向上等に努め、地方自治の本旨の実現に寄与する。

平成24年度監査等実施状況

月 日	監査等日程
4月27日(金)	出納検査(3月分)・事務監査
5月28日(月)	出納検査(4月分)・定期監査(都市建設局都市建設総務室・技術監理課・土木積算監理課・まちづくり事業部)
7月 2日(月)	出納検査(5月分)・定期監査(環境経済局環境共生部)
7月 6日(金)	小・中学校監査
8月 3日(金)	出納検査(6月分)
8月10日(金)	決算等審査意見書及び健全化判断比率等審査意見書提出
8月24日(金)	出納検査(7月分)
10月 2日(火)	出納検査(8月分)
10月18日(木)	財政援助団体等監査(相模原市民文化財団・相模原市職員厚生会・市関係各課)
10月30日(火)	出納検査(9月分)・定期監査(企画市民局財務部・税務部)
11月 6日(火)	工事監査((仮称)緑区合同庁舎建設工事ほか関連工事)
11月26日(月)	出納検査(10月分)・定期監査(市・区選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局)
11月30日(金)	定期監査(緑区役所)
12月26日(水)	出納検査(11月分)・定期監査(健康福祉局こども育成部)
1月29日(火)	出納検査(12月分)・財政援助団体等監査(相模原市産業振興財団・相模原市社会福祉協議会・市関係各課)
2月13日(水)	事務監査
3月 1日(金)	出納検査(1月分)・定期監査(教育局教育総務室・総合学習センター・教育環境部)
3月27日(水)	出納検査(2月分)・定期監査(健康福祉局保健所)

定期監査の結果

1 定期監査の実施

市の各課・機関を局、部等に準じるものを単位として、毎年定期的に市の財務に関する事務の執行について実施する監査で、おおむね3年間ですべての局又は部等について実施しています。

平成24年度については、次の各課・機関等について実施しました。

- (1) 都市建設局都市建設総務室、技術監理課、土木積算監理課及びまちづくり事業部
- (2) 環境経済局環境共生部
- (3) 小学校及び中学校
- (4) 企画市民局財務部及び税務部
- (5) 緑区役所
- (6) 市・区選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局
- (7) 健康福祉局こども育成部
- (8) 教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部
- (9) 健康福祉局保健所

指摘事項等の件数は、次のとおりです。

区分	件数
指摘事項	3件
口頭注意	15件
文書要望	2件
口頭要望	2件
計	22件

用語の説明

- 指摘事項** 事務の執行や事業の管理が違法又は不当な事項について、不適切なものとして是正を勧告するもの
市長等は、指摘事項に対する改善措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表する。
- 口頭注意** 指摘事項に至らない内容で、監査委員が注意を必要と判断したもの
注意事項に対する検討状況を提出する必要がある。
- 要望** 組織及び事務運営のより一層の効率化・合理化等を求めることが必要と判断したもの
(文書・口頭) 要望事項に対する検討状況を提出する必要はない。

2 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項

概 要	措置等の内容
<p>市営霊園管理料の徴収事務において、管理料を納期限までに納付しない者に対し、条例の規定に基づく延滞金の徴収が行われていなかった。平成17年4月に実施した定期監査において、延滞金を徴収すべきとの指摘を受け、17年度及び18年度については、延滞金の徴収を行っていたが、19年度以降は延滞金を徴収しておらず、納期限内に納付している墓所使用者との負担の公平性が確保されていなかった。</p> <p>【環境経済局環境共生部公園課】</p>	<p>市営霊園管理料の徴収事務に従事する全職員に対し、墓所使用者の負担の公平性の確保及び条例遵守を徹底し意識改革を図った。</p> <p>「霊園管理料延滞金徴収マニュアル」及び霊園管理システムを整備し、事務処理体制の見直しと強化を図った。</p> <p>平成19年度以降に発生した市営霊園管理料の延滞金の納付書を発送した。</p>
<p>保育料の督促事務において、条例では、納期限後20日以内に督促状を発することと定められているにもかかわらず、4箇月ごとの年3回に分けて督促状を発付するにとどまり、条例で規定している手続が実施されていなかった。平成21年12月に実施した定期監査においても、適正な督促状の発付に努めるよう注意したが、未だ条例に則った手続が実施されていなかった。</p> <p>【健康福祉局こども育成部保育課】</p>	<p>【検討中】</p>
<p>奨学金の返還金に係る延滞金の徴収事務において、条例の規定に基づく徴収が行われていなかった。平成22年2月に実施した定期監査において</p>	<p>【検討中】</p>

<p>も、延滞金の徴収事務の適正な執行に努めるよう注意したが、未だ延滞金の徴収は行われておらず、期限内に返還している者との負担の公平性が確保されていなかった。</p> <p>【教育局教育環境部学務課】</p>	
--	--

(2) 口頭注意

概 要	措置等の内容
<p>公園管理業務において、同種の委託内容にもかかわらず、同じ業者とそれぞれ1者随意契約し、いずれの契約も予定価格が10万円以下のものとして、同一日に執行していた。</p> <p>【環境経済局環境共生部公園課】</p>	<p>口頭注意事項の内容については、業務従事職員に対し、周知徹底を図った。</p> <p>管理委託の発注に際しては、地域性や委託業務内容に十分注意し、適正かつ公平な見積り依頼及び業者選定方法となるよう、見積り依頼から執行に至るまでのチェックリストの作成と、担当者及び点検者による多重チェックの実施方法について検討している。</p>
<p>平成24年度税制改正に伴う税証明自動交付機システム改修委託において、受注者からの事故等の報告、受注者の守秘義務や損害賠償といった重要事項が欠落した契約を締結していた。</p> <p>【企画市民局税務部市民税課】</p>	<p>発注者、受注者双方の契約書に欠落頁を追加する修正を行うとともに、課の全職員に対して契約の重要性について周知を行った。</p> <p>契約規則、会計規則等を確認し、複数の職員が業務内容を把握した上で契約事務を執行することとした。</p>
<p>西青山地域センター管理業務委託において、仕様書が作成されておらず、契約書においても業務実施日、時間、作業内容等の管理業務の具体的な内容を規定していないため、業務報告書の提出を受けても、契約の適正な履</p>	<p>業務内容を精査し具体的な委託業務内容を明示した仕様書を作成するとともに、業務報告書を当該仕様書に基づく履行確認ができる様式とし、適正な検査が実施できるよう改めた。</p> <p>また、当該委託料の支払方法を概算</p>

<p>行を確保するための検査が実施できない状況だった。</p> <p>また、当該委託業務の債務金額が確定しているとはいえない状況でありながら、前金払によって支払いが行われていた。</p> <p>【緑区役所津久井まちづくりセンター】</p>	<p>払として事業完了後の精算書等に基づく検査・検収を確実に実施し、余剰金が生じた場合には返納を求めることとした。</p>
<p>相模原市明るい選挙推進事業委託において、当初見積られた委託料の金額に剰余金が生じ翌年度に繰越されており、市が負担すべき債務金額が確定しているとは言い難い状況にありながら、当該委託料を前金払により支出していた。</p> <p>【市選挙管理委員会事務局】</p>	<p>当該委託料の支払方法を概算払に改めるとともに、受託者に事業年度終了後に当該委託料に係る事業報告書及び決算報告書の提出を求め、報告書等に基づいて適正に検査を行い、各事業の実施に要した経費について精算するよう改めた。</p>
<p>母子寡婦福祉資金貸付金に関する事務について、当該事務の取扱手引において、事業継続資金の調査・確認項目に据置期間の記載誤りがあったほか、転宅資金及び生活資金の元利均等償還の定率欄及び生活資金の技能習得期間における据置期間欄にも記載誤りが散見された。</p> <p>また、償還金の督促状において、違約金欄の記載に母子及び寡婦福祉法施行令の条文の引用誤りが見られた。</p> <p>【健康福祉局こども育成部こども青少年課】</p>	<p>「手引」の記載誤り及び督促状の条文引用誤りについて訂正を行った。</p> <p>事務が集中する時期には、副担当が主担当の業務を行うなど、事務の配分を見直した上で、誤りを看過しないように、複数人での確認及びチェック体制を強化するなど管理・点検体制の見直しを行った。</p>
<p>「相模原市認定保育室助成金交付要綱」において、用語の定義を規定している第2条で、引用されている法律が</p>	<p>法令改正情報の課内共有の徹底や、法令の引用箇所を的確に把握するようあらためて課員に指示するとともに</p>

<p>改正されているにもかかわらず改正前の状態であった。</p> <p>平成21年12月に実施した定期監査においても、同様の事例が確認され疑問を呈したところ、適正に管理を行う旨の回答を得ていた。</p> <p>【健康福祉局こども育成部保育課】</p>	<p>に、所管する要綱について、再点検、整理を行い、根拠となる法令等の引用一覧の作成を進め、再発防止を図ることとした。</p>
<p>市立中学校給食調理業務委託において、履行保証保険契約を締結することをもって契約保証金を免除していたが、市が契約保証金の免除の要件としている「定額てん補」の特約が付されていないなかった。</p> <p>市立小中学校便所清掃業務委託において、予定価格調書の最低制限価格「税込」欄に、消費税等相当額が含まれていない金額が記載されていた。</p> <p>児童生徒尿検査委託他2件の委託契約において、契約書に文言の一部欠落、誤字及び引用条項の誤り、契約書頭書と約款の内容との不整合が見られた。</p> <p>【教育局教育環境部学校保健課】</p>	<p>口頭注意事項については、課内への周知を行い、共通認識を図った。新年度の契約事務に向け、課内で研修を実施した。</p> <p>また、契約課主催の「平成25年度公契約条例の対象業務委託契約に係る説明会」に各班から参加した。なお、例年実施の財務セミナーや同資料については、積極的に活用していくこととした。</p> <p>今後の再発防止に向け、課内全体で委託契約事務の理解を深めるとともに、複数職員がいずれも主担当であるとの認識を持ち、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>再配当予算の執行に関する事務において、消耗品の購入が第4四半期に集中していた。また、消耗品の購入で、見積り合わせによる執行をすべき案件について、同日に別々の業者から1者随意契約により購入していた。</p> <p>学校教育研究委託事業の執行において、長期間、手元で現金を保管した</p>	<p>月ごとに執行状況の報告を管理責任者（校長）へ行い、事務執行関係者全体で計画的かつ効率的に予算執行に努め、また、計画的に一括購入できるよう消耗品の執行計画表を作成し執行管理することとした。</p> <p>学校教育研究事業委託料に係る支出事務に当たっては、現金を長期間手</p>

<p>り、通帳から現金を引き出すことなく、長期間立替え払いが行われた事例があった。</p> <p>【小学校3校】</p> <p>【中学校5校】</p>	<p>元に保管したり、長期間の立替え払いすることがないように、必要に応じて通帳より払い戻すよう努め、適正な事務執行を図ることとした。</p>
---	--

(3) 文書要望

概 要
<p>有料自転車駐車場、路上等自転車駐車場及び無料自転車駐車場について、それぞれの駐車場内に長期間放置されている自転車等に係る事務処理の根拠となる条例等の規定が不明確なことから、公の施設の管理者として、市の自転車駐車場に長期間放置されている自転車等に係る事務処理について、早急に見直しを図り、自転車駐車場の適正な管理・運営に取り組むよう要望した。</p> <p>【都市建設局まちづくり事業部都市整備課】</p>
<p>平成23年度監査結果及び決算等審査意見書で、財務会計事務に係る内部統制不足や検証能力の低下、事務処理の遅延・失念等に起因する不適切な事務処理が繰り返されていることについて指摘し、平成24年8月29日付財務部長通知「適正な財務会計事務の執行について」においても、決裁段階で看過することなく適正な執行体制を確保するよう各課、機関宛てに周知されているが、財務部内においても不適切な事務処理が行われたことから、財務・契約事務に関する庁内の指導的立場にあることを改めて自覚し、全庁的に不適切な事務処理防止の徹底に取り組むよう要望した。</p> <p>【企画市民局財務部】</p>

(4) 口頭要望

概 要
<p>こどもセンター事業運営については、「相模原市こどもセンター運営委員会設置運営要綱」に基づき設置された運営委員会と委託契約を締結しているが、本委託業務について、運営委員会を受託者としていることは適切であるとは言いがたく、また、同要綱に基づき、市の非常勤特別職職員であるこどもセンター館長が委託契約の受託者である運営委員会の事務局長にもなっており、こどもセンターの運営にあたり、どちらの立場で業務を行っているのか、不明確なものとなっていることから、こどもセンター事業の運営のあり方を見直すこと</p>

もに適正な運営に取り組むよう要望した。

【健康福祉局こども育成部こども施設課】

保健所の複数の課の契約事務において、契約書の条項に引用誤りや条番号がずれているなどの内容で契約を締結している事例が多数見られた。契約事務の執行に当たっては、契約の重要性を再認識し、相模原市契約規則に基づき契約書等の記載内容を精査・確認する体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正な事務の執行に努められるよう要望した。

【健康福祉局保健所】

3 定期監査の結果から把握した不適切事例の主な要因

(1) 財務会計事務に係る内部統制不足

<p>財務取扱職員や決裁ラインの各職員によるチェックが徹底されておらず、内部統制が不足している事例が散見される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に脱字や条項の引用誤りがあった事例 ・ 実際に作成した契約書に欠落があり、決裁処理で承認された契約書と異なっていた事例 ・ 予定価格調書に記載誤りがあった事例 ・ 出張命令簿の記載漏れや誤り等により、旅費の支給に過不足が生じていた事例
--	---

(2) 検証能力の低下

<p>業者から提出を受けた見積書や請求書等について、内容の正確性や必要な要件を満たしているかどうかの確認が不十分であるなど、業務内容に対する検証能力が低下している事例が散見される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書の内訳に記載された単価が契約書に記載された単価と相違しているにもかかわらず、請求金額が誤っている請求書に基づき支出した事例 ・ 納品書と請求書の内容が相違しているにもかかわらず、支出していた事例 ・ 契約書の中で定めた受注者からの届出について、提出を受けていない事例 ・ 内容が異なる見積書により見積り合わせが行われていた事例 ・ 受注者から提出された請書に記載誤りがあった事例
--	--

(3) 事務処理の遅延・失念

<p>事務の進行管理が適切に行われなかったことで、必要な事務処理の遅れや処理漏れが生じている事例が散見される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来、その都度支払われるべき非常勤特別職の報酬が、2 か月分まとめて、数か月後に支給されていた事例 ・ 業務委託の請書において、1 2 回の分割による支払いを定めているにもかかわらず、数か月分まとめて支払いをしていた事例
---	---

(4) 法令・条例等の規定の不遵守・軽視

<p>法令等に基づき必要とされる手続を行っていない事例が散見される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営霊園管理料の徴収事務において、条例に基づく延滞金を徴収していない事例 ・ 条例で定められた奨学金の返還金に係る延滞金の徴収が行われていない事例 ・ 契約書に貼付された印紙税額に誤りがあった事例 ・ 共通物品に定められている物品であるにもかかわらず、各課調達物品として執行していた事例
--	--

(5) 経済的・効率的な財務事務の執行についての認識不足

<p>事務を処理するにあたって、最少の経費で最大の効果を挙げることにについての意識が不足している事例が散見される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同日に執行している同種の委託業務について、見積り合わせを行わず、1者随意契約により執行している事例 ・ 消耗品の購入において、見積り合わせにより執行すべき案件を、別々の業者から1者随意契約により執行している事例 ・ 契約時に事業費が確定されていない委託料について前金払としていた事例 ・ 事業内容が確定していない補助事業に対し、決算補助ではなく、予算補助していた事例
---	--

平成24年度においては、特に、契約書作成時及び契約締結時における事務手続において不適切な事例が散見された。財務事務を総括する部局が作成している手引書等を活用し、適正な契約事務の執行に努めていくことが望まれる。

事務監査の結果

1 事務監査の実施

市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、定期監査とは別に監査テーマを定め実施しています。

平成 24 年度は、市営自動車駐車場について及び児童クラブの管理・運営について監査を実施しました。

なお、市営自動車駐車場についての監査の期日は、当初平成 23 年度(平成 24 年 2 月 23 日)を予定していましたが、本監査とは別件で地方自治法第 242 条の規定による住民監査請求監査を行う必要が生じたため、平成 24 年度に延期したものです。

2 検討すべき事項

(1) 市営自動車駐車場について

概 要	措置等の内容
<p>指定管理者は駐車料金として徴収した現金を原則徴収した日の翌日までに市の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならないこととなっているが、月に 2 日から 4 日の払込みしか行われていなかった。</p> <p>安全な公金管理の観点から、相模原市営自動車駐車場料金徴収等の事務の委託に関する仕様書に則った処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>駐車料金の市への払込みについては、相模原市営自動車駐車場の管理に関する協定書及び相模原市営自動車駐車場料金徴収等の事務の委託に関する仕様書に則り、徴収した現金を原則徴収した日の翌日までに指定管理者から市の指定金融機関に払い込むようにした。</p>
<p>相模大野立体駐車場及び橋本駅北口第 2 自動車駐車場では、それぞれ 2 箇所ある入口のうち 1 箇所は二輪自動車の進入が禁止になっているが、当該入口では二輪自動車が進入できる入口を</p>	<p>【検討中】</p>

<p>案内する表示が分かりづらい状況になっていたので、改善を検討されたい。</p>	
<p>相模大野駅西側地区において、(仮称)相模大野駅西側地区自動車駐車が建設中であるが、現在、満空状況の表示を中止している相模大野駅周辺の駐車場案内板の取扱いを含め、相模大野駅周辺における駐車場の誘導案内について検討されたい。</p>	<p>相模大野駅周辺の駐車場の誘導案内については、平成25年3月11日からの相模大野駅西側自動車駐車場の供用開始に伴い、相模大野駅西側自動車駐車場の案内表示を追加した誘導案内板の交換を実施した。</p> <p>具体的には、満空状況の表示を中止している相模大野駅周辺の駐車場案内の電光表示機板の撤去を行い、これに代わるものとして、同駅周辺の主要な駐車場の案内表示がされている大型の標識板を設置し、路側式の案内板を、相模大野駅西側自動車駐車場の案内表示も含めたものに交換した。</p>
<p>町田市や八王子市の市営の自動車駐車場の入口には駐車料金の割引を受けられる店舗名の表示がされているが、本市の市営自動車駐車場の入口には駐車料金の割引を受けられる店舗名の表示はなされておらず、また、駐車場内においても駐車料金の割引を受けられる店舗名の表示がなされていない場合があった。利用者が市営自動車駐車場を利用しやすいよう、案内表示について検討されたい。</p>	<p style="text-align: center;">【検討中】</p>

(2) 児童クラブの管理・運営について

概 要	措置等の内容
<p>備品管理事務について、備品管理カードや備品シールに備品の取得年月日、価格、購入先等必要事項が未記入となっている事例が、現地調査したすべての児童クラブで見られたため、適切な管理をされたい。</p>	<p>【検討中】</p>
<p>児童クラブでのおやつ代の現金管理事務について、職員マニュアルでは毎月の収支決算について保護者に月ごとに会計報告を行うよう定められているが月ごとの報告が行われていない事例が見られた。そのほか、通帳と印鑑を同じ手提げ金庫に保管していた事例、運営委託料を預金口座から引き出すまでの間、一時的におやつ代から流用を行っていた事例等が散見されたことから、適正な執行をするよう指導されたい。</p> <p>こども施設課においては、必要に応じて職員マニュアルを改正し、研修等の機会を通じて、児童育成指導員へ職員マニュアルの内容の周知を図られたい。また、児童クラブの現金管理についての確認体制について検討されたい。</p>	<p>【検討中】</p>
<p>児童クラブで実施する事業については、市が「相模原市独立施設型・余裕教室型児童クラブ運営委員会設置運営要綱」及び「相模原市こどもセンター</p>	<p>【検討中】</p>

運営委員会設置運営要綱」を制定し、設置した運営委員会と委託契約を締結している。

市の事業を委託することについては、市が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的であるものについて行うものであり、本委託契約について、運営委員会を受託者としている事例は、適切であるとは言いがたい。

よって、児童クラブの運営の在り方について見直しを図り、児童クラブの適正な運営に取り組まれない。

職員マニュアルどおりに避難訓練が実施されていない事例が見られたため、日常の安全管理について児童育成指導員等への指導を徹底されたい。

また、職員マニュアルに、「避難路については、2箇所以上を想定すること」など児童クラブの設置者が行うべき内容を現場の児童育成指導員に求めている事例が見られ、設置者と児童クラブの役割分担が不明確となっていることから、職員マニュアルを見直されたい。

職員マニュアルどおりに避難訓練が実施されていない事例や同マニュアルにおいて、設置者と児童クラブの役割分担が不明確となっている事例については、職員マニュアルを見直し、児童厚生施設等安全管理マニュアルを新たに策定した。同安全管理マニュアルにより、避難訓練等の実施について内容を充実させるとともに、定期的な避難訓練の実施及び報告を義務づけ、児童育成指導員等に指導した。

また、「避難路については、2箇所以上を想定すること」など児童クラブの設置者が行うべき内容を、現場の児童育成指導員に求めている事例については、設置者であるこども施設課の役割として、各児童クラブについて、2箇所以上の避難路を児童育成指導員に周

	<p>知するとともに、児童クラブの役割として、避難訓練の際には現場の児童育成指導員が、避難場所や避難路の確認のほか、避難後の人数確認や児童個別票の持ち出しをすることなどを、児童厚生施設等安全管理マニュアルに明記し、設置者と児童クラブの役割分担を明確にするよう改善した。</p>
<p>こどもセンター併設型児童クラブ及び余裕教室型児童クラブでは夜間警備が行われているが、独立施設型児童クラブでは夜間警備が行われていない。独立施設型児童クラブの夜間の防犯対策を改善されたい。</p>	<p>平成 25 年 7 月から新たに機械警備を導入し、夜間の防犯対策を改善した。</p>
<p>児童育成指導員の配置状況を確認したところ、一部の児童クラブにおいて、児童育成指導員が不足している状態が見られた。各種媒体を活用し、学校や地域の協力を得るなど児童育成指導員の充実確保に向け努力されたい。</p>	<p>【検討中】</p>
<p>児童育成指導員が出勤しているにもかかわらず、出勤簿に押印がなされていない事例が見られたので、育成指導員を指導するとともに、出勤の確認方法や勤務時間の異なる育成指導員の報酬の支払いに当たっての確認方法について改善を図られたい。</p>	<p>児童育成指導員等には出勤時に必ず出勤簿に押印するよう改めて指導するとともに、その確認のために、毎月の勤務状況報告書の提出に合わせて出勤簿の写しをこども施設課へ提出するように義務づけ、これを基に児童育成指導員等の勤務の確認を行ったうえで報酬の支払いを行うよう事務を改善した。</p>

<p>児童クラブ育成料は、平成18年度に4,700円から5,300円に改訂されたが、その後平成24年度まで改訂はなされていない。現在の育成料が適正かどうか確認されたい。</p>	<p>平成24年度予算を基に積算を行い、現在の育成料が適正であることを確認した。</p>
<p>児童クラブ育成料の平成23年度における収入未済額は8,727,900円で収入率は95.75%となっている。滞納者への対策として、夜間電話督促、訪問徴収及び休日一斉訪問徴収等を実施しているが、今後も収入未済額の削減に努められたい。</p>	<p>【検討中】</p>
<p>児童クラブ延長育成利用申請書類を確認したところ、児童クラブ延長育成利用申請書には延長利用した場合に保護者と児童クラブが署名する確認欄が設けられているが、延長利用したにもかかわらず児童クラブの確認欄が空欄となっている事例が散見されたため、申請書類の確認体制の強化を図られたい。</p>	<p>児童クラブの確認欄が空欄となっている事例については、修正を行った。</p> <p>また、児童クラブ申請書・運営書類マニュアルを改訂し、延長利用があった際には、必ず利用確認の署名を行うよう児童育成指導員に指導するとともに、こども施設課においても複数の職員により確認するよう事務を改善した。</p>
<p>こども施設課では、待機児童解消に向けた取組を行っているが、現状では、待機児童は依然として生じている状況となっている。今後とも、各学校と意見交換や情報収集を行い、余裕教室や用地の確保により定員増を図り、待機児童の解消に向け努力されたい。</p>	<p>【検討中】</p>

工事監査の結果

1 工事監査の実施

市の工事の計画、設計、積算、契約、施工等が関係法令等に基づき適正かつ効果的に執行されているかという観点で、契約金額 250 万円以上の工事の中から選定し、実施しています。

平成 24 年度は、(仮称)緑区合同庁舎建設工事、(仮称)緑区合同庁舎建設電気設備工事、(仮称)緑区合同庁舎建設空気調和設備工事及び(仮称)緑区合同庁舎建設給排水衛生設備工事の監査を実施しました。なお、監査に当たっては、調査の一部を技術士を擁する法人に委託して実施しました。

工事の概要

(仮称)緑区合同庁舎建設工事

施工場所 緑区西橋本 5 丁目 3 番 13 地内

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下 2 階地上 5 階建

建築面積 1,865.63 m²

延床面積 11,554.51 m²

(仮称)緑区合同庁舎建設電気設備工事

工事内容 受変電設備工事、照明及びコンセント設備工事、情報化設備工事、防災設備工事

(仮称)緑区合同庁舎建設空気調和設備工事

工事内容 空気調和設備工事、換気設備工事、床暖房設備工事、排煙設備工事、自動制御設備工事

(仮称)緑区合同庁舎建設給排水衛生設備工事

工事内容 衛生器具設備工事、給排水設備工事、給湯設備工事、消火設備工事、ガス設備工事、雨水利用設備工事

2 監査の結果

おおむね良好と認められました。

財政援助団体等監査の結果

1 財政援助団体の監査の実施

市の出資割合が25%以上の団体、市から補助金等の財政援助を受けている団体、市の施設の指定管理者となっている団体の中から対象を選定し、監査を実施しています。

平成24年度については、次の出資団体、財政援助団体及び指定管理者並びに市の関係課の監査を実施しました。

- (1) 公益財団法人相模原市民文化財団
- (2) 相模原市職員厚生会
- (3) 公益財団法人相模原市産業振興財団
- (4) 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

指摘事項等の件数は、次のとおりです。

区分	出資団体等	市
指摘事項		
口頭注意	2件	1件
文書要望		2件
口頭要望	1件	
計	3件	3件

* 指摘事項、口頭注意、文書要望、口頭要望の用語の説明は、8ページをご覧ください。

なお、指定管理施設における備品等財産管理に関する不適切な事例が散見されたため、指定管理料で購入した備品管理について、協定書等において、市と指定管理者との役割を明確にし、手続の統一化を図るよう要望しました。

2 指摘事項等の概要

(1) 公益財団法人相模原市民文化財団

ア 公益財団法人相模原市民文化財団に対する口頭注意

指摘事項等の概要	措置等の内容
<p>平成 24 年 5 月分の給与支給事務において、任期付職員 1 名の休日勤務に係る割増手当の一部について、1 時間過大に積算・支給されていた。</p>	<p>今回の支給誤りがサービス報告書と給与システム入力後のデータとの相違から生じたことから、従来の確認作業に加え、新たにサービス報告書と給与システム入力後のデータとの読合わせ確認作業を行う。また、入力ミスを防止し事務負担を軽減するため、現在の給与システムを更新し、自動演算等による数値の入力箇所の減少を図り、給与計算の簡素化・効率化を進めた。</p> <p>なお、休日勤務に係る割増手当の過払い分については、返金を受けた。</p>
<p>市民文化財団会計処理規程に規定された毎日の現金残高と小口現金出納帳の照合が行われておらず、また、小口現金出納帳の残高の一部に記載誤りがあり、現金残高と差異が生じていた。</p> <p>事務室内に設置しているコピー機等の利用料に係る出納事務において、収納日を記録した現金受払簿が作成されておらず、また、会計処理規程に規定された毎日の現金残高との照合も行われていなかった。</p>	<p>小口現金出納帳と現金残高との照合を行い、記載誤りを直ちに修正した。今後、会計処理規程に則り、日々現金管理担当者等が小口現金出納帳と現金残高の照合を行う。</p> <p>コピー機等の利用料金に係る現金受払簿を直ちに作成し、会計処理規程に則り、利用料受領時における現金受払簿への記入及び現金受払簿と現金残高の照合を日々行う。</p> <p>また、新たに市民文化財団本部の職員が不定期に各施設を巡回し、現金の管理状況等の確認・指導を行う。</p>

イ 市に対する文書要望

概 要
<p>指定管理料で購入した備品については、指定管理に係る協定書において、相模原市物品規則等に従い備品整理票の貼付等をしなければならないこととなっているが、一部の施設において、備品整理票の貼付等の処理が行われていない事例が見られた。これは、指定管理料で購入した備品管理に関する手続について、協定書等において明確に規定されていないことに起因するものであることから、所管部局と早急に調整し、備品等財産管理に関する手続の統一化を図られるよう要望した。</p> <p>【企画市民局市民部文化振興課】</p>

(2) 公益財団法人相模原市産業振興財団

ア 公益財団法人相模原市産業振興財団に対する口頭要望

概 要
<p>市への補助金交付申請事務や産業振興財団が行っている助成金の交付決定事務などについて、執行時に常務理事や事務局長までの承認によって処理されているが、当該事務については、産業振興財団事務局規程において専決事項として規定されていなかった。また、手持現金の現金出納帳を確認したところ、産業振興財団会計処理規程に規定された限度額を超えた現金を保有している状況や、1回の支払いが5万円を超える消耗品の購入等、手持現金の趣旨を逸脱した運用が行われている事例が見られた。</p> <p>産業振興財団の意思決定に係る事務処理及び現金出納事務においては、事務局規程や会計処理規程などの諸規程が産業振興財団の職員が行うべき事務の規範となることを再認識し、適正な事務を執行すべく、早急に規程の見直しを図られるよう要望した。</p>

イ 市に対する口頭注意

指摘事項等の概要	措置等の内容
<p>相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則に「補助事業者は市長の定める期日までに補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。」旨が規定されているが、産</p>	<p>相模原市産業振興財団運営費補助金交付要綱には、精算書の速やかな報告について記載があるものの、実績報告書の提出について記載がないことから、今後、精算書と併せて補</p>

<p>業振興財団運営費補助金交付要綱には実績報告についての規定は無く、報告書提出の期日も規定されていないため、補助金規則に則った実績報告の手続が取られていなかった。</p> <p>産業振興財団からは、任意に事業報告書及び収支決算書が提出されていたが、補助金交付年度の出納整理期間経過後であることから、適切な処理とは言い難い状況である。</p> <p>また、本市において平成23年11月に策定された補助金の見直し指針によると、「補助対象経費を明確にし、要綱に明記すること」が求められているが、本補助金交付要綱においては、補助対象経費が明確化されていなかった。</p> <p>【環境経済局経済部産業・雇用政策課】</p>	<p>助事業等実績報告書についても速やかに提出するよう、補助金交付要綱の改正を行い、平成24年度の補助事業の実績報告書から精算書と併せて提出を求めることとする。</p> <p>また、具体的な補助対象経費についても、実績報告書の提出に関する事項と併せて補助金交付要綱の改正を行い、補助対象となる経費を明示する。</p>
--	--

(3) 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

ア 市に対する文書要望

概 要
<p>指定管理施設の備品の管理状況を確認したところ、故障により使用できないため倉庫に保管していた備品について、入庫処理が行われていない事例が見られた。これは、市と指定管理者との備品管理に関する役割について、協定書等において明確に規定されていないことに起因するものであるから、備品等財産管理に関する手続の統一化を図り、指定管理施設における備品管理について、市と指定管理者との役割を明確にされるよう要望した。</p> <p>【健康福祉局福祉部地域福祉課】</p>

出納検査の結果

毎月1回、会計管理者の所管する現金（歳計現金、一時借入金、基金に属する現金等）の残高、出納関係帳簿、指定金融機関発行の預金残高報告書、証拠書類等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施しました。

平成24年度実施の出納検査の結果、収支計数及び出納事務については、正確であると確認しました。

決算審査及び基金運用状況審査の結果

各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類の審査について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、また、計数の正確性を検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施しました。

1 審査の結果

平成23年度において、各書類は法令に規定された様式により作成されており、各記載金額等も計数的に正確であったことから、各会計の決算内容及び予算執行状況等については、おおむね適正であると認められました。

2 平成23年度決算審査における意見

（はじめに）

相模原市は、都市像を「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」と定めた新・相模原市総合計画の実現に向けて、平成23年度から3カ年の前期実施計画をスタートさせ、各事業を着実に推進することとした。

平成23年度当初予算は、歳入では根幹をなす市税収入について、今後しばらくの間大幅な回復を見込むことは困難であり、歳出は高齢化の進展や低所得世帯の増加などに伴い、扶助費の増加が見込まれるなど、義務的経費は引き続き増加が見込まれ、財政の硬直化が一層進み、厳しい財政環境が続くとの見通しのもと、平成23年4月に市長選挙、市議会議員選挙が実施されるため骨格予算として編成された。

こうした中、3月11日に東日本大震災が発生した。

本市における被害は、甚大なものとはならなかったが、水や燃料不足、帰宅困難者対策など新たな課題が提起され、災害に強いまちづくりに向け、防災対策の見直しなどの検討が進められたことや被災地への人的・物的支援が発生直後から積極的に行われた。

この間の景気動向については、平成23年3月の政府「月例経済報告」によれば、「景気は、持ち直しに転じているが、自律性に弱く、東北地方太平洋沖地震(報告文のまま)の影響が懸念される。また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある」として、「先行きについては、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されるが、東北地方太平洋沖地震の影響に十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動や原油価格上昇の影響、海外景気の動向等によっては、景気が下振れするリスクが存在する。デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」との認識が示されている。

このような状況ではあったが、政令指定都市に移行し2年目となり、地方分権改革の推進、成長戦略を持った都市経営を重要な視点に据えて事業が推進された。

重点施策の取り組みでは、あたたかい地域社会づくりとして、保育所待機児童解消緊急対策として民間保育所の整備が積極的に行われ、子育て支援が進められたほか、在宅での生活が困難な高齢者のための特別養護老人ホームの整備促進が図られた。

また、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、「市民協働推進条例」が制定され、市民とのパートナーシップによるまちづくりが、より一層充実することとなった。

さらに、にぎわいと活力あるまちづくりとして、広域的な交流を支える交通ネットワークの充実を図るため、リニア中央新幹線の建設促進と市内への駅誘致に取り組まれたほか、相模大野駅周辺地区と小田急相模原駅周辺地区の市街地再開発事業の促進が図られ、まちの魅力づくりが進められたところである。

(財政状況)

本市の財政状況を平成23年度の普通会計決算で概観すると、前年度に比べ歳入は179億705万円(7.6%)、歳出は207億6,793万円(9.2%)とそれぞれ増加となっている。

財政指標から捉えてみると、財政基盤の強弱を示す「財政力指数」については、指数が「1」以上であれば財政的にゆとりがある状態を示すとされており、地方交付税制度では、「1」以上の団体は、普通交付税の不交付団体となっている。今年度の財政力指数(単年度ベース)は前年度に比べ0.016ポイント低下し、0.951となり、「1」を下回る。

人件費、扶助費等の経常的経費に充当された経常一般財源の割合で、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、この比率が80%を超えると財政構造が硬直化しつつあるとされる中で、今年度は前年度よりも1.8ポイント低下の95.4%となっている。

決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表した「実質収支比率」は、4.2%であり、望ましいとされる「標準財政規模の3%から5%程度」の範囲となっている。

また、行政活動の多様化に対し、地方公社や第三セクターの状況を含めた地方公共団体の中長期的な財政運営の健全化を判断する財政健全化判断比率においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額はなく、実質公債費比率4.2%、将来負担比率27.3%は、いずれも前年度の数値を下回り、早期健全化基準内の数値となっている。また、公営企業における資金不足比率においても資金不足額は無い。

(歳入・歳出)

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入4,190億4,089万円、歳出4,090億643万円となり、前年度と比べ、歳入では245億27万円(6.2%)、歳出では262億8,266万円(6.9%)とそれぞれ増加となっている。

一般会計の歳入では、歳入の根幹をなす市税が、前年度に比べ、8億7,108万円の増加となっているが、これは、雇用情勢の悪化等による個人市民税が減少した反面、市たばこ税について平成22年10月に税率が引き上げられたことや新增築分の家屋の増加による固定資産税及び都市計画税が増加したことなどによるものである。また、市税は、市政運営に不可欠な財源であり自主財源であるため、その収入の確保は財政運営の要とされており、その収入率は94.3%で前年度に比べ0.1ポイント上昇している。なお、歳入に占める国庫支出金、県支出金、市債等の割合が前年度に比べ増加したことにより、市税等自主財源の歳入に占める割合は56.5%となり、前年度に比べ2.9ポイント低下している。

次に、収入未済額の状況では、収入未済額が93億4,918万円で前年度に比べ

26億415万円の減少となっはいるが、依然として多額の収入未済が生じている。収入未済額の主なものは市税の62億1,677万円である。現年課税分未納者に対して年3回、集中督促の実施及びよりきめ細かな財産調査の実施などの取り組みを行っているところではあるが、収入未済額は前年度と比較すると6,675万円の増加である。また、保育料の収入未済額は2億5,160万円であり、住宅使用料の収入未済額は8,947万円で、それぞれ収納対策に取り組んではいるが収入未済額は増加している。

市債については、326億1,260万円の市債を発行し、各種施策を遂行するための財源を調達したところであるが、前年度と比較すると38億2,710万円の増加となっている。歳入決算額に占める市債収入済額の割合は12.9%で、前年度と比較すると0.7ポイント上昇しており、市債の年度末現在高は2,217億7,356万円で、前年度と比較すると153億7,656万円の増加となっている。

歳出における性質別内訳では、義務的経費の構成比は50.2%で前年度に比べ2.4ポイント低下であり、投資的経費は15.5%で0.6ポイントの上昇、その他の経費が34.3%で1.8ポイントの上昇となっている。義務的経費の内訳では、人件費は前年度に比べ7億294万円の減少、扶助費は52億3,969万円の増加、公債費は4億9,797万円の増加となっている。

次に、特別会計の国民健康保険事業特別会計についてであるが、歳入の主なものである国民健康保険税は、179億7,236万円で、前年度に比べ0.4%の増加となっている。収入未済額は105億6,647万円で前年度に比べ4億3,824万円、4.3%の増加となっており、収入率は、60.9%で前年度に比べ0.8ポイント低下し、そのうち現年課税分の収入率は86.2%で、都市経営ビジョン・アクションプランにある平成24年度89.2%という収納率にまだ近づいていない状況にある。

(まとめ)

景気は、欧州政府債務危機や国内の電力供給の制約などにより依然として厳しい状況にあり、雇用情勢やデフレ状況の悪化が懸念されているところであるが、こうした中でも、豊かな市民生活の実現と未来のまちづくりを進めるため、新・相模原市総合計画の着実な推進を図っていくことが必要であり、限られている財源を最大限有効に活用する知恵と工夫が求められるところである。

このため、将来を見据えたまちづくりに向け、持続可能な財政基盤の確立が求められるところであり、今後見直しが見込まれている「都市経営ビジョン」などにより、中長期的視点に立った弾力性のある健全な財政体制を図ることを要望す

る。

歳入について、新たな財源の確保に向けた取り組みを行うことはもちろんのことであるが、現行の市税等の収入について、自主財源の確実な確保と市税等負担の公平性の見地から、収入未済額の削減が必要であり、債権処理などの事務処理基準を定めた「債権の管理に関する条例」により、市の債権の管理の適正化を図ることや滞納処分の的確な実施、滞納を発生させない初期の迅速な対応に引き続き取り組むことなどが要求される場所である。

厳しい財政状況の中であっても、市民福祉サービスの推進は着実に進めなければならないため、その財源の一つとして市債は有効に活用されているが、市債発行は将来の財政負担を伴うものであり、また、財政の硬直化を招きかねないため、適債事業の厳選と市債発行額の抑制が求められる。

限られている財源を最大限有効に活用するには、財務事務の適正な執行や効果的、効率的な観点から事務事業を再点検すること及び施策の「選択と集中」を徹底して行うことが必要であり、それは、今後も増大することが見込まれる市民ニーズに、柔軟に対応するための投資的経費の確保にも繋がるものとする。

また、国民健康保険事業については、加入者の急速な高齢化や医療技術の高度化による療養給付費の増加等に加え、雇用情勢の悪化等による被用者保険からの異動と加入者の増加が進んでいる状況にある。高齢者の加入割合が高く低所得者が多いという事情はあるものの、収入未済額の増加、収入率の低下が続いているため、滞納者の状況を的確に捉え、きめ細かい対応を行い、収入未済額の発生防止に努め、一般会計からの繰入金金の減少、財政基盤の安定化に向けて、組織的な対応を含めた抜本的な取り組みを要望する。

なお、政令指定都市に移行し2年を経過したことに伴い、区制の施行によるメリットを十分活用することが重要であり、市民に身近な行政サービスをニーズにあわせ提供するとともに、区の個性や特徴を生かしたまちづくりに市民と協働して積極的に取り組む必要があるとする。

次に、平成23年度の定期監査の結果から把握した不適切事例の主な要因としては、財務会計事務に係る内部統制不足、財務オンラインシステム等の処理における錯誤の看過、検証能力の低下、事務処理の遅延・失念、法令・条例等の規定の不遵守・軽視などが挙げられるが、これらは、いずれもここ数年同じことの繰り返しである。よって、財務事務等の執行にかかる職員の意識改革を図りたい。

また、合併や政令指定都市移行に伴い事務分掌の改正が行われた場所である

が、一部に事務分掌が不明確であるために、事務事業についての責任の所在が曖昧なところがみられるので、社会状況の変化や市民ニーズの多様化への対応を的確に行っていくためにも、現行の組織の事務処理体制の検証を行うことを要望する。

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の結果

1 健全化判断比率審査

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

（1）審査の結果

健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されていると認められました。

（2）健全化判断比率

区 分	平成23年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	11.25
連結実質赤字比率	-	16.25
実質公債費比率	4.2 (12.1)	25
将来負担比率	27.3 (162.1)	400

実質赤字額及び連結実質赤字額は無いため、「-」と表記されます。

（ ）内の数値は、政令指定都市の平均値です。

平成23年度については、すべての比率が早期健全化基準内に収まっています。

用語の説明	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率（財産区特別会計を除く。）
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
早期健全化基準	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、財政の早期健全化のための計画を策定・公表しなければならない。

2 資金不足比率審査

資金不足比率及び各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

本市においては、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の3会計の資金不足比率が対象となります。

(1) 審査の結果

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されていると認められました。

(2) 資金不足比率

区 分	平成23年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	-	20
簡易水道事業特別会計	-	20
農業集落排水事業特別会計	-	20

各会計ともに資金不足額はないため、「-」と表記されます。

平成23年度については、すべての会計の資金不足比率が経営健全化基準内に収まっています。

用語の説明	
資金不足比率	公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率
経営健全化基準	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、経営の健全化のための計画を策定・公表しなければならない。

監査委員

本市の監査委員は 4 人で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から 2 人（識見委員）、市議会から 2 人（議選委員）が選任されています。

識見委員の任期は 4 年で、議選委員の任期は議員の任期によることとなります（地方自治法第 197 条）。

平成 24 年度の監査委員は、次のとおりです。

選出区分	氏名	就任期間	備考
識見委員	大貫 勲	平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	代表監査委員
	坪井 廣行	平成 23 年 7 月 1 日～現在	弁護士
議選委員	稲垣 稔	平成 23 年 5 月 16 日～平成 24 年 5 月 21 日	
	関山 由紀江		
	加藤 明德	平成 24 年 5 月 22 日～平成 25 年 5 月 21 日	
	須田 毅		

監査等の結果における「指摘等の件数」

年度	定期監査				事務監査	工事監査			
	指摘	口頭注意	文書要望	口頭要望	指摘	指摘	口頭注意	文書要望	口頭要望
20	7	21		1	28				
21	2	16	1	1	中止			1	
22	7	13	1	1	延期			1	
23	1	29	2	4	9			2	
24	3	15	2	2	15				

(注) 事務監査では、広範囲に指摘を行っており、注意や要望は指摘の一部を構成している。

年度	財政援助団体等監査				出納検査			
	指摘	口頭注意	文書要望	口頭要望	指摘	口頭注意	文書要望	口頭要望
20	2	2	1				1	
21	7	6				1	1	1
22	4	6	1			—	—	—
23		7	1	1				
24		3	2	1				

事務監査の実施状況

年度	監査テーマ	所管部
4	交通安全施設の整備について	道路部
5	スポーツ施設の管理・運営について	生涯学習部
6	災害対策について	消防
7	高齢者の福祉について	社会福祉部
8	納税貯蓄組合について	税務部
9	市民部の住民窓口サービスについて	市民部
10	こどもセンターの管理運営について	生涯学習部
11	市営住宅の管理運営について	建築指導部
12	防災対策について	総務部・消防本部
13	都市公園の整備及び維持管理について	環境保全部
14	自転車等放置防止対策及び違法駐車等防止対策について	都市部・市民部
15	ごみの散乱防止によるまちの美化の推進について	環境事業部
16	= 調査着手後中止 = (「消費生活行政について」)	市民部
17	消費生活行政について	市民部
18	図書館の管理・運営について	教育総務部・ 生涯学習部
19	公用車の事故防止対策について	財務部・総務局・ 資源循環部・消防局
20	公共施設における設備・機器の保守管理について(安全対策を中心として)	財務部・福祉部・ 市民活力推進部他
21	= 調査着手後中止 = (「普通財産の管理について」)	財務部・福祉部他
22・23	市営住宅の管理運営について(住宅の維持管理を中心に)	まちづくり計画部
23・24	市営自動車駐車場について	まちづくり事業部
24	児童クラブの管理・運営について	こども育成部

(注1) 平成16年度は、住民監査請求監査(2件)に対応するため中止

(注2) 平成21年度は、住民監査請求監査・市長要求監査(各1件)に対応するため中止

(注3) 平成22年度は、東日本大震災の発生に伴う監査対象課の被災者受入れ事務等を勘案し、延期

(注4) 平成23年度は、住民監査請求(1件)に対応するため延期

平成4年度から平成7年度までは定期監査に併せて実施していたが、平成8年度以降は独立実施方式を採用している。

工事監査の実施状況

監査実施日	請負業者	工 事 名	担当課
H11. 6.21	日本国土開発・朝日建設・三有建設JV	(仮称)相模原市総合保健医療センター建設工事	営繕課
	東電同窓電気・三王電気JV	同 電気設備工事(その1)	
	大野重電土木・横倉電工JV	同 電気設備工事(その2)	
	ダイタン・山本商会JV	同 空気調和設備工事(その1)	
	川崎設備(株)横浜支店	同 空気調和設備工事(その2)	
	川本工業・協立設備工業JV	同 給排水衛生設備工事(その1)	
	進和工業(株)	同 給排水衛生設備工事(その2)	
H12. 1.20	日榮建設(株)	一級河川鳩川改修工事(その1)	河川整備課
	平和建設(株)	市立大野台中央小学校給食室改築工事	学校施設課
	金子電業(株)	同 電気設備工事	
	(有)久保設備工業所	同 空調換気設備工事(その2)	
	(有)米信工業所	同 給排水設備工事(その1)	
H12.11. 1	清水建設・安川建設・東神興業JV	公共下水道緑が丘雨水幹線整備工事	下水道整備課
H13. 2. 5	久野建設(株)	市立清新小学校屋内運動場改築工事	学校施設課
	共同電気工業(株)	同 電気設備工事	
	(株)日管	同 給排水衛生設備工事	
H13.10. 3	谷津建設・相模鉄建・金子建設JV	(仮称)市営上九沢住宅建設工事(その1)	営繕課 住宅課
	大野重電土木(株)	同 電気設備工事(その1)	
	(株)今井水道	同 給排水衛生設備工事(その1)	
	鹿島建設(株)横浜支店	(仮称)市営上九沢住宅建設工事(その2)	
	三王電機(株)	同 電気設備工事(その2)	
	三親工業(株)	同 給排水衛生設備工事(その2)	
H14. 2. 1	建昇建設(株)	都市計画道路獄之内当麻線道路改良工事	道路整備課
H14.11. 6	鉄建建設・肥後建設JV	淵野辺駅北口駅前広場自由通路整備工事	市街地整備課
H15. 2. 4	三有建設(株)	新磯地区複合施設第2期工区建設工事	営繕課
	(株)野崎電機	同 電気設備工事	
	(有)山口水道	同 給排水衛生設備工事	
	関東商事(株)	同 空気調和設備工事	
	(株)電商相模	同 電気設備工事	
	進和工業(株)	同 給排水衛生設備工事	
H15.11. 4	大成建設・入江土木・シミズJV	都市計画道路獄之内当麻線立体交差工事	道路整備課

H16. 2. 2	相陽建設(株)	市立中央小学校校舎改造工事	学校施設課
	(株)電商相模	同 電気設備工事	
	進和工業(株)	同 給排水衛生設備工事	
	(株)みずほ工業	同 空調設備工事	
H16.11. 9	谷津建設・櫻内工務店・金子建設JV	(仮称)南地区保健福祉センター建設工事	営繕課 保健福祉総務課
H17. 2. 8	金子建設(株)	市立鶴の台小学校給食室新設工事	学校施設課
	東和工業(株)	同 給排水衛生設備工事	
	長瀬産業(株)	同 空調設備工事	
	岡崎電気(株)	同 電気設備工事	
H17.11. 8	小山建設・相陽建設JV	相模原市営田名塩田団地建設工事(その3)	営繕課 住宅課
	(株)成川電興	同 電気設備工事(その3)	
	協立設備・三親工業JV	同 給排水衛生設備工事(その3)	
H18. 2. 1	(株)正建	麻溝台収集事務所(事務所棟)建設工事	清掃施設課
	(株)電商相模	同 電気設備工事	
	(株)ショーエイ	同 空気調和設備工事	
	(株)小池設備	同 給排水衛生設備工事	
H18.11. 8	戸田建設・肥後建設・入江土木・日榮建設JV	公共下水道麻溝台地区雨水幹線整備工事(1工区)	下水道整備課
H19.11. 8	(株)櫻内工務店	相模大野コリドー改修工事	公共建築課 相模大野駅周辺事務所
H20.11. 6	藤木工務店・谷津建設JV	相模原麻溝公園競技場メインスタンド建設工事	公共建築課 公園課
	朝日工業社・穂久斗工業JV	同 電気設備工事	
	野崎電気・播州電気JV	同 空気調和設備工事	
	(株)折本設備	同 給排水衛生設備工事	
H21. 2. 5	(株)正建	藤野中央公民館改築工事	公共建築課 生涯学習課
	(株)協進電設	同 電気設備工事	
	穂久斗工業(株)	同 空気調和設備工事	
	(有)小山設備	同 給排水衛生設備工事	
H21. 6.23	(株)神鋼環境ソリューション 横浜支店	(仮称)新南清掃工場建設工事	清掃施設課
H22.11. 5	入江土木・日榮建設・萩原造園 土木JV	公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事(1工区)	下水道整備課
H23.11. 4	芳賀建設工業(株)	(仮称)城山文化施設建築工事	公共建築課 文化振興課

H24. 2. 2	戸田建設・菊地原建設工業・山本組JV	津久井広域道路(仮称)東中野橋新設工事 (その2)	幹線道路整備課
H24.11. 6	東急建設・櫻内工務店・エス・ケイ・ディ共同企業体	(仮称)緑区合同庁舎建設工事	公共建築課 管財課
	大野重電土木・野崎電気共同企業体	同 電気設備工事	
	菱和設備・肥後建設共同企業体	同 空気調和設備工事	
	ワクロス・進和工業共同企業体	同 給排水衛生設備工事	

要求監査の実施状況

年度	受理日	結果公表日	案件
H22	H22.2.25	H22.4.28	平成21年度の相模原市都市建設局土木部藤野建設課における公共工事に関する事務執行の問題点について

(注1) 年度区分は、結果公表日を基準としている。

(注2) 上記のほか、昭和53年8月に1件要求監査の提出があった。

財政援助団体等監査の実施状況（平成4年度以降）

年度	出資団体監査	財政援助団体監査	公の施設管理受託団体
4	(財)相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター	(社)相模原歯科医師会	(財)相模原市都市整備公社 市民健康文化センター 淵野辺公園アイススケート場
5	-	(社)相模原市薬剤師会 相模原市下溝鳩川特定土地区画整理組合	(財)相模原市都市整備公社 ふれあい科学館 相模大野立体駐車場
6	(財)相模原市みどりの協会	西門商店街協同組合	(財)相模原市都市整備公社 たてしな自然の村 市営自転車駐車場
7	(財)相模原市産業振興財団	(福)相模原市社会福祉協議会	(財)相模原市都市整備公社 総合体育館 北総合体育館 相模原北公園スポーツ広場
8	(福)相模原市社会福祉事業団	相模原市田名西部土地改良区	(財)相模原市民文化財団 グリーンホール相模大野 (財)相模原市みどりの協会 相模原麻溝公園 道保川公園
9	(財)相模原市畜産振興協会	神高木材(株)	-
10	-	(福)すずらの会 あすなる会 相模福祉村ホーム連絡協会 相模福祉村作業所連絡協議会 かながわ・ゆめ国体相模原市実行委員会	(財)相模原市都市整備公社 「峰山霊園」 「淵野辺公園」
11	(財)相模原市みちの協会	-	(財)相模原市体育協会 総合水泳場 (財)相模原市都市整備公社 淵野辺公園アイススケート場

12	(財)相模原市みどりの協会 (財)相模原市民文化財団 (財)相模原市中小企業勤労者 福祉サービスセンター	(社)相模原市シルバー人材 センター	-
13	(財)相模原市体育協会 (社)相模原市畜産振興協会	-	(財)相模原市都市整備公社 北市民健康文化センター
14	(財)相模原市産業振興財団	(福)相模原市社会福祉協議会	-
15	-	(社)相模原市防災協会	(財)相模原市都市整備公社 鹿沼公園 (福)相模原市社会福祉事業団 相模原市立障害者支援セ ンター松が丘園
16	-	-	(財)相模原市都市整備公社 新磯ふれあいセンター 相模の大尻センター (財)相模原市みどりの協会 相模原北公園 相模大野中央公園
17	-	(社)相模原市シルバー人材 センター	(財)相模原市都市整備公社 市営橋本駅北口第1自動 車駐車場 (福)相模原市社会福祉協議会 相模原市立市民福祉会館
18	(社)相模原市畜産振興協会	相模原市職員厚生会 相模原市立学校教職員互助会	(財)相模原市中小企業勤労者 福祉サービスセンター 相模原市立勤労者総合福 祉センター
19	-	相模原商工会議所 城山町商工会 津久井町商工会 相模湖町商工会 藤野町商工会 相模原資源回収事業協会	-
20	相模原市土地開発公社	(社)相模原市医師会 (社)津久井郡医師会	-

21	(財)相模原市みどりの協会	(社)相模原市歯科医師会 (社)相模原市薬剤師会	(財)相模原市みどりの協会
22	(財)相模原市都市整備公社	(財)相模原市都市整備公社	(財)相模原市都市整備公社 横山公園、相模原公園等
23	(福)相模原市社会福祉事業団 (財)相模原市体育協会	(福)相模原市社会福祉事業団 (社)相模原市防災協会 (財)相模原市体育協会 (社)相模原市シルバー人材 センター	(福)相模原市社会福祉事業団 松が丘園 けやき体育館 (財)相模原市体育協会 麻溝公園陸上競技場 麻溝公園スポーツ広場 (社)相模原市シルバー人材 センター 相模湖ふれあいパーク
24	(公財)相模原市民文化財団 (公財)相模原市産業振興財団	(公財)相模原市民文化財団 相模原市職員厚生会 (公財)相模原市産業振興財団 (福)相模原市社会福祉協議会	(公財)相模原市民文化財団 相模原市文化会館 相模原市民会館 相模原南市民ホール 社のホールはしもと 小田急相模原駅文化交流 プラザ (福)相模原市社会福祉協議会 あじさい会館、同南分室

(注)(財)は財団法人、(社)は社団法人、(福)は社会福祉法人、(公財)は公益財団法人の略称

住民監査請求監査の実施状況

年度	受理日 (受付日)	結果公表日	案件	監査結果	備考
H15	H16. 1.23	H16. 3.18	相模原市スケート協会が銀河アリーナを使用し行った記念式典の施設使用料を請求することについて	棄却	
	H16. 1.23	H16. 3.18	(仮称)南地区保健福祉センター建設電気設備工事その1の入札手続を無効とし、契約を解除とすることについて	棄却	
H16	H16.11.22	H16.12.28	市政クラブの打ち上げに公用車を使用したことについて	棄却	
	H16.12.21	H17. 2.18	市発注下水道工事について	棄却	住民訴訟 H19.9.3 和解
H17	(H17.11.24)		相模原市学校教職員補助会補助金について	受理前却下	請求期限経過
H18	H18. 3.27	H18. 5.16	選挙時に特定の立候補者等に発信した電報等について	棄却	
H19	H19. 8. 8	H19.10. 4	平成18年度市政クラブ政務調査費(事務所費)について	勧告 (平成17年度分に対して、意見記載有)	3,246,340 円返金 (平成17年度分として、 2,468,435 円を自主返金)
	(H19.12.20)		市の観光行政に対する提案や要望が採用されないことに対する是正について	受理前却下	財務会計行為非該当
H20	H20. 3. 6	H20. 5. 2	市発注建築工事の入札執行等について	棄却	
H21	H21. 3. 5	H21. 5. 1	相模原市政令指定都市推進市民協議会に対する補助金交付について	棄却	
	H21.12.17	H22. 2.12	平成19・20年度あすの相模原を築く市民連合政務調査費(資料作成費)について	勧告	30,000 円返金

H22	H22.10.7	H22.11.9	平成21年度新政クラブ政務調査費(調査旅費)について	棄却	
	H22.11.25	H23.1.19	平成21年度民主クラブ政務調査費(資料購入費)について	棄却	
	H22.12.16	H23.2.14	平成21年度新政クラブ政務調査費(資料作成費)について	棄却	
	H23.1.6	H23.3.4	平成21年度民主クラブ及び無所属クラブ政務調査費(事務所費)について	棄却	
H23	H24.1.10	H24.3.8	平成22年度新政クラブ政務調査費(資料購入費)について	棄却	

(注1) 年度区分は、結果公表日を基準とし、受理前却下の場合のみ受付日を基準とする。

(注2) 上記のほか、昭和48年2月から昭和63年1月までの間に6件の住民監査請求が提出されたが、結果はいずれも棄却となっている。

歴代監査委員

1 識見委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
非常勤・代表 (常勤就任日)	川崎 文雄	平成 元年 4 月 1 日 (平成 3 年 6 月 29 日)	平成 5 年 3 月 31 日	元市職員
非常勤	川島 光義	平成 3 年 6 月 29 日	平成 7 年 6 月 28 日	元県職員
常勤・代表	角田 龍猪	平成 5 年 4 月 1 日	平成 9 年 3 月 31 日	元市職員
非常勤	大竹 功	平成 7 年 7 月 1 日	平成 11 年 6 月 30 日	元県職員
常勤・代表	須藤 重蔵	平成 9 年 4 月 1 日	平成 13 年 3 月 31 日	元市職員
非常勤	高橋 秀夫	平成 11 年 7 月 1 日	平成 15 年 6 月 30 日	弁護士
常勤・代表	小野澤武久	平成 13 年 4 月 1 日	平成 17 年 3 月 31 日	元市職員
非常勤	栗原 勤	平成 15 年 7 月 1 日	平成 19 年 6 月 30 日	弁護士
常勤・代表	田中 勝年	平成 17 年 4 月 1 日	平成 21 年 3 月 31 日	元市職員
非常勤	石橋 忠文	平成 19 年 7 月 1 日	平成 23 年 6 月 30 日	弁護士
常勤・代表	大貫 勲	平成 21 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日	元市職員
非常勤	坪井 廣行	平成 23 年 7 月 1 日		弁護士
常勤・代表	八木 智明	平成 25 年 4 月 1 日		元市職員

2 議会選出委員

氏名	就任年月日	退任年月日
久保田 義則	平成 18 年 5 月 19 日	平成 19 年 4 月 29 日
岸浪 孝志		
山岸 一雄	平成 19 年 5 月 17 日	平成 20 年 5 月 20 日
折笠 峰夫		
佐藤 賢司	平成 20 年 5 月 21 日	平成 21 年 5 月 20 日
落合 芳平		
久保田 隼夫	平成 21 年 5 月 21 日	平成 22 年 5 月 20 日
小池 義和		
沼倉 孝太	平成 22 年 5 月 21 日	平成 23 年 4 月 29 日
米山 定克		
稲垣 稔	平成 23 年 5 月 16 日	平成 24 年 5 月 21 日
関山 由紀江		
加藤 明德	平成 24 年 5 月 22 日	平成 25 年 5 月 21 日
須田 毅		
大沢 洋子	平成 25 年 5 月 22 日	
阿部 善博		

包括外部監査の実施状況

1 包括外部監査人について

外部監査契約を締結できる者は、弁護士、公認会計士等で市の財務事務、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者です（地方自治法第252条の28）。

日本公認会計士協会東京会神奈川県会に候補者1名の推薦を依頼し、議会の議決を経た上で、包括外部監査契約を締結しています。

平成24年度の包括外部監査人は、次のとおりです。

氏名	契約期間	備考
奥津 勉	平成24年4月1日～平成25年3月31日	公認会計士

（参考）

平成13年度～15年度	大塩多起男公認会計士
平成16年度～18年度	岸勲公認会計士
平成19年度～21年度	畑耕一公認会計士
平成22年度～24年度	奥津勉公認会計士
平成25年度	中元文徳公認会計士

2 包括外部監査人補助者について

外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができます（地方自治法第252条の32）。

平成24年度の包括外部監査人の補助者は、次のとおりです。

氏名	備考	氏名	備考
加藤聡	公認会計士	櫻山加奈子	公認会計士
中元文徳	公認会計士	宮本和之	公認会計士
神戸政之	公認会計士試験合格者	柳原匠巳	公認会計士試験合格者
石村英雄		本田武志	

（参考）

平成13年度	7名	平成14年度	8名	平成15年度	6名	平成16年度	8名
平成17年度	7名	平成18年度	5名	平成19年度	6名	平成20年度	6名
平成21年度	6名	平成22年度	8名	平成23年度	7名	平成24年度	8名
平成25年度	7名						

3 包括外部監査のテーマについて

平成13年度	相模原市の土地等の管理について 土地開発公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況
平成14年度	相模原市の建物等の管理について 財団法人相模原市都市整備公社の経営に係る事業の管理の状況

平成15年度	市の現金の出納管理について
平成16年度	平成15年度に市が支出した補助金等に関する財務事務の執行について 出資法人（財団法人市民文化財団、財団法人みちの協会）に関する財務事務の執行について
平成17年度	地方債に係わる財務事務の執行について 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団に関する財務事務の執行について
平成18年度	少子高齢化対応事業の財務事務の執行について 中小企業融資制度に関する財務事務の執行について
平成19年度	公の施設に係る指定管理等の事務の執行について 指定管理者である出資団体の事業の管理等について
平成20年度	未収金（収入未済額）に係る事務の執行等について
平成21年度	相模原市の小学校・中学校等に関する財務事務の執行等について 株式会社さがみはら産業創造センターに関する財務事務の執行等について
平成22年度	市税（市民税、固定資産税、その他）の事務の執行について
平成23年度	消耗品の取得及びこれに係る出納事務の執行について
平成24年度	下水道事業に関する財務事務の執行について
平成25年度	ごみ処理事業に関する財務事務の執行について

4 平成24年度の包括外部監査の結果について

包括外部監査人が実施した監査の結果に関する報告の提出を受け、公表しました。

（1）平成24年度の監査テーマ

下水道事業に関する財務事務の執行について

（2）包括外部監査の結果及び意見は、次のとおりです。

区分	件数
結果	6件
意見	39件
計	45件

用語の説明

結果 財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（法規性に関する事項）に該当するもの。また、経済性、効率性及び有効性に関する事項について、重要性が高いと判断される場合に該当するものも「結果」とする。

意見 最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当するもの

(3) 結果の概要

指摘事項等の概要	措置等の内容
<p>市内にある事業所の中から特定の事業に係るものを抽出して、排水量申告の有無と平成23年度の下水道使用料を比較したところ、下水道に接続しており、かつ排水量の申告がある施設について、使用料の額に著しい開きが見られた。使用料が著しく低い施設については、申告内容の正確性を十分に検討しておく必要がある。</p> <p>下水道に接続しており、かつ排水量の申告がない施設は、いずれも使用料が著しく低くなっている。これらの施設については施設から排出された下水をどのように取り扱っているのか、その実態を早急に調査する必要がある。</p> <p>市においては、個々の施設の実情を正確に把握しておく必要があり、確認の結果、事業者には是正を求めるべき事項があった場合には速やかに対応を図り、実情の確認の結果と併せ、本監査に対する措置の状況として公表する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【下水道管理課】</p>	<p style="text-align: center;">【検討中】</p>
<p>下水道に接続しており、かつ排水量の申告がない使用料が著しく低い施設については、必要な申告がなされていない可能性が最も懸念されるところである。</p> <p>しかしながら、現状においては、申告そのものが行われているかどうかを検討する仕組みが十分に備わっていない。</p> <p>特定の業種に絞って、その比較を行うことで調査対象を検討することも一つの方法であり、地域を限定して申告の有無や使用料の状</p>	<p style="text-align: center;">【検討中】</p>

<p>況を比較する方法も考えられる。</p> <p>公共下水道が適正に使用されているかどうか、そして、その使用量が妥当かどうかという観点をより重視していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【下水道管理課】</p>	
<p>浄化槽台帳は、その作成に実地調査等を伴っていないことや、浄化槽管理者から新規設置若しくは廃止された浄化槽の届け出が必ずしも行われていない状況があることから、網羅性について不完全なものとなっている。</p> <p>網羅性の高い浄化槽台帳を整備するために、今後は相模原市内の全世帯（事業所も含む）を対象に浄化槽設置に関する実態調査を行うことも視野に入れ、計画的に浄化槽台帳を整備し、浄化槽維持管理の履行確認を行える体制を構築することが必要であると考え</p> <p style="text-align: right;">【下水道管理課】</p>	<p>【検討中】</p>
<p>浄化槽設置補助金の交付を受けた補助事業者が、その後の法定検査を受検していなかったり、検査結果で不適合とされたまま放置しているような場合には、補助金交付要綱に違反していることになる。</p> <p>浄化槽の適正な維持管理を行っていない補助事業者に対して適切な指導監督を行えるような体制を構築すべきであり、「補助金交付の条件に違反したときは、補助金の返還を命ずることができる」などといった「交付決定の取消し」「補助金返還」に関する規定を交付要綱に設けて明文化し、補助事業者からの提出書類である補助金申請書等の様式においても「適正な浄化槽維持管理が補助金交付の条件であること」と、これに違反した場合、「補助金返還の対象となる」ことを記載するなどし、</p>	<p>【検討中】</p>

<p>補助事業者が法定検査を過怠又は不適合状態を放置した場合についての取扱いを明確にしておくことが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">【下水道管理課】</p>	
<p>浄化槽設置時に浄化槽管理者となる施行主に対して設置業者から「7条検査（浄化槽設置後第1回目の水質検査）」について案内がされているようであるが、これを受検せず過怠している浄化槽管理者が毎年存在する。また、毎年の実施が義務付けられている「11条検査（年一回行う水質検査）」については、受検率が20%未満と大変低いものとなっている。</p> <p>適切に維持管理を行っている浄化槽管理者がいる一方で、保守点検、清掃の必要性を十分認識せずに法定検査を過怠している浄化槽管理者を放置することは、浄化槽行政に対する信頼性を損なうものであり、市民に対する公平性確保の観点からいってもこれを放置することには問題がある。</p> <p>このため、行政である相模原市は関連部署と調整を図り、業務を行う保守点検業者、指定検査機関などと連携して、浄化槽の維持管理を確保するための対応を強化する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【下水道管理課・緑土木事務所】</p>	<p>【検討中】</p>
<p>水洗化普及員は未接続世帯に対して水洗化促進啓発のため各戸訪問しているが、訪問先は無断接続の調査対象と重複しているはずであり、効率的に行うためにも水洗化促進と同時に無断接続の有無についても確認するようにすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【下水道管理課】</p>	<p>平成25年度より未接続世帯への各戸訪問の際、無断接続の有無についても併せて調査するように改めた。</p>



相模原市監査委員事務局

〒252 - 5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話042(769)8291

<http://city.sagamihara.kanagawa.jp/kansa/index.html>

kansa@city.sagamihara.kanagawa.jp